

# 阿賀川非出資漁業協同組合

## 内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、阿賀川非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うぐい、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 遊漁区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿 釣	こい釣・ふな釣及びうぐい釣の場合における <sup>さお</sup> 竿数は1人3本。 やまめ釣及びいわな釣の場合における <sup>さお</sup> 竿数は1人1本。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こい・ふな・うぐい	1月1日から12月31日まで
いわな・やまめ	4月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁承認証取扱所に掲示するほか、組合のウ

ウェブサイトにて公表するものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな・やまめ	15センチメートル
う ぐ い	6センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
全 魚 種	手釣・竿 釣	1日 1,000円、1年 7,700円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 阿賀川非出資漁業協同組合事務所（河沼郡会津坂下町大字白狐字堀南乙174番地の7）
- (2) 阿賀川非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕等の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、行政庁の認可を受けた日から効力を有する。

1 この規則は、行政庁からその内容を変えない範囲の字句の訂正等があった場合には、その訂正されたものとする。

1 免許認可に係る施行日 令和 5年 9月 1日